

平成24年度 第2回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成25年1月29日(火) 生駒市役所 4階 401・402会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 豊永 泰雄 委員 松山 治幸			
	事務局	細川契約検査課長・上村契約検査課長補佐・中谷検査係長・西田契約係長・堀口(契約係)		
	抽出案件説明担当課	公園管理課	高橋課長・中山主査	
		消防本部警防課	木村課長・宮口係長	
		下水道推進課	岡村係長・寺田主査	
地域整備課		北田課長・有山係長		
審議対象期間	平成24年6月1日 ~ 平成24年11月30日			
抽出案件	総件数	5件	(備考)	
一般競争入札		3件	期間内入札等件数	一般競争入札 80件
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件
随意契約		2件		随意契約 16件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成24年6月1日から平成24年11月30日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。</p>
<p>1-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、各担当課から工事概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>●抽出案件(生駒市公園街路樹維持管理業務(Fブロック):一般競争入札:公園管理課発注)について</p> <p>従前からモニタリングしている案件です。同種業務の開札状況や過去のデータと見比べてみても、従前は落札業者にばらつきがありました。最近では1業者が複数の案件を落札するというような傾向が見られます。</p>	<p>昨年度からそのような傾向が見られますが、当日の気象データを使用した最低制限価格変動制度ですので、業者が意図的に最低制限価格を調整することはできず、入札の結果、重複したという状況であると考えています。</p>
<p>応札業者の中には廃業された業者もいるようですが、厳しい状況なのですか。</p>	<p>生駒市だけでの問題ではありませんが、発注件数自体が減ってきていますので、厳しいとは思いますが。</p>
<p>いずれのブロックも予定価格1500万円程度ですが、積算はどのようにしていますか。</p>	<p>予定価格は、各ブロックの木の本数や除草の面積等を計算し、それに対する歩掛を使用して積算しています。</p>
<p>契約期間が6月8日～3月22日となっていますが、予定価格を算定するにあたっての作業の全体量やのべ日数は、実際の作業日数と同じですか。</p>	<p>落札者決定後に業者を集めて説明会を開き、6月から1月下旬までの間に様々な作業をしてもらいます。剪定や除草の時期がそれぞれありますが、全12ブロックが同じ景観を保つため、それぞれの作業については期日を設け、作業工程を組んでいます。</p>
<p>複数のブロックを落札している業者もいれば、全ブロックに応札していてもひとつも落札していない業者もいます。複数の案件を落札した場合は、他の業者に応援をお願いしているのでしょうか。</p>	<p>複数のブロックを落札した場合は、協力体制を組み、他業者をお願いすることもあると思います。</p>
<p>ほとんどが最低制限価格周辺で落札しており、設計価格よりも低いですが、業者から見れば採算の合う価格なのでしょうか。</p>	<p>ギリギリのラインであるということは聞いてます。ただ、市内業者のプライドもあり、きちんと仕事をしてくれていると考えております。</p>
<p>全案件で、ある業者だけ極端に応札額が低く、最低制限価格も下回っていますがなぜでしょうか。理由は聞きましたか。</p>	<p>開札傍聴に来られておりませんし、こちらから連絡もしていませんので理由はわかりません。気象データを用いて最低制限価格が変動しますが、最大の変動幅である-1.8になったとしてもこの応札額では最低制限価格未満になりますので、なぜこの金額で応札したのかはわかりません。ただ、最低制限価格は応札額で変動はさせておりませんので、入札結果に一切影響はございません。</p>

質 問	回 答
<p>入札結果には何ら影響はないと思いますが、この業者が入札に参加したのは初めてでしょうか。落札金額がギリギリの採算ラインで妥当な水準であるということでしたら、この金額は異常値になっています。</p> <p>抽出案件(消防救急デジタル無線整備工事：一般競争入札：消防本部警防課発注)について</p> <p>予定価格が高額であり、102業者中応札が1者しかなかったというのが気になりました。落札率も比較的高く、どういう理由が考えられますか。</p> <p>工期はどれくらいですか。</p> <p>国からの補助金はどれくらい出ますか。</p> <p>平成25年3月末までに竣工しないと補助金は出ないのですか。消防広域化には参加せず単独で整備すると決定したのは去年の春ですか。デジタル無線整備工事の入札を7月にされていますがもう少し早い段階で出来なかったのですか。</p> <p>協議会を脱会すると決定されてからは迅速に動いたということですね。落札率が多少高くなったとしても、補助金や起債等を考慮すると最終的には今年度中にした方が良いという判断ですか。応札業者が少ないということは想定していましたか。</p> <p>工期はこれでぎりぎりですか。</p>	<p>本店が大阪にある市内支店業者ですが、今まで一度も落札したことはありません。昨年度から入札に参加していますが、極端に応札額が低いのは今年度からです。</p> <p>国の補助金をいただいた工事です。当初、奈良県下消防広域化ということで事業を進めておりましたが、昨年1月、市長がその協議会から脱会するという意思表示をされました。協議会脱会に伴いまして、単独で整備しなければならない事態となり、24年度実施設計、25年度工事、26年度運用開始という計画を立てていたところ、国の第三次補正予算で補助金がつくという話があり、財政課とも相談し、工期が非常に短く応札があるのか等懸念もありましたが、少しでも安い方(生駒市からの支出が少ない方)が良いということで入札を急ぎました。こういった経緯がありまして、工期が非常にタイトとなり、応札者数が少なかったことにも影響していると考えております。</p> <p>平成24年8月8日から平成25年3月29日です。</p> <p>共通波と活動波というのがありまして、その比率により按分して算出します。生駒市は2:1の割合になり、その3分の2に補助金がかかりますので5千万円の補助金、残りは100%起債の事業となります。一般財源の持ち出しがほとんどありません。</p> <p>市長が協議会脱会の表明をされたのが平成24年1月17日です。デジタル無線整備工事の前に実施設計業務委託の入札を行い、設計書が出来たのが7月でした。23年度の事業で繰り越した形でやりますので、24年度中に終わらなければなりません。</p> <p>落札率が92%ということで少し高くなっておりませんが、28年度までにデジタル化ということで、全国的にも業者がどこも手一杯のようです。他自治体でも同じような傾向になっており、応札業者が1者～2者、入札不調で再入札、落札率が平均で94%、指名競争入札で8者指名して6者辞退等のデータがあります。このように全国の入札状況を見ても、応札業者が少ない又は入札不調の可能性があると予測していました。</p> <p>平成25年2月末に工事が終わって3月に検査を受けた後試験をして、4月には運用を始めたいと考えています。</p>

質 問	回 答
<p>●抽出案件(生駒市流域関連公共下水道有里幹線213号線工事:一般競争入札:下水道推進課発注)について</p> <p>唯一の総合評価落札方式の案件なので抽出しました。総合評価委員会はあるのですか。市職員の他に外部委員はいるのですか。</p> <p>開札録は公表されてるのですか。</p> <p>事前に低入札調査基準価格を公表しており、全者がその額で入札しています。全者同額となれば技術評価点で落札者が決定することになります。総合評価落札方式の理念としては、価格が多少高くても良い仕事をする業者を技術点で評価することで、技術点の高い業者に発注できるというところにあります。全者が同額で入札するというのは制度としてどうなのでしょうか。</p> <p>表彰というのは生駒市における企業表彰のことですか。地域精通度とは何ですか。</p> <p>工事に差はつきますか。業者によって成果物に違いは出るのでしょうか。</p> <p>●抽出案件(生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業に係る生駒3号歩行者専用道等整備工事委託(その1):随意契約:地域整備課発注)について</p> <p>●抽出案件(生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業に係る生駒3号歩行者専用道等整備工事委託(その2):随意契約:地域整備課発注)について</p> <p>随意契約の中では金額が高く、発注形態がよくわからなかったのが抽出しました。再開発組合が施工するわけではなく、組合が業者に発注するのですか。</p> <p>再開発組合もその業者と随意契約しているのですか。</p> <p>この周辺はすべて同じ業者ですか。</p>	<p>あります。外部委員は、学識経験者ということで奈良県技術管理課の職員の方をお願いしております。</p> <p>開札録は公表していますので、自分の点数と他業者の点数はわかります。ただ、技術評価点など詳細な点数はわかりません。開示請求があった場合は、自分の分は公表しますが他業者の分は公表しません。今回、開示請求はありませんでした。</p> <p>今後の総合評価落札方式の方向性や課題等については、後の議題でお話しさせていただきます。</p> <p>生駒市における表彰です。地域精通度は、市内本店業者に加点しています。</p> <p>業者に関わらず、成果物としては同じだと思います。ただ、技術提案の安全管理や施工管理についての創意工夫等で違いが出てくると思います。</p> <p>同内容の案件となりますので、まとめて説明しました。</p> <p>今回の発注分については区域外ですが、区域内・外に関わらず、再開発組合が本体工事を施工した業者に発注します。</p> <p>特定業務代行制度を活用しており、1者随意契約という形になっています。</p> <p>まちとして一体的に整備する必要がありますのですべて同じ業者です。</p>

質 問	回 答
<p>再開発組合と施工業者の契約金額と、生駒市と再開発組合の契約金額はイコールではないと思いますが、差額はいくらですか。</p>	<p>生駒市と組合においては、事務費を上乗せした形で契約しています。(その1)は、工場製作分になりますので事務費は発生しておりませんが、(その2)は17万円の事務費を上乗せして契約していますので、(その2)の契約金額は2291万3千円となります。</p>
<p>同じ場所で一連の工事ということですが、たとえば、新たに事務所を設けるといったようなコストは必要ないと思います。経費については合算して積算しているのですか。</p>	<p>算定時に経費は合算していますので、単独で設計するよりも安い予定価格になっています。</p>
<p>1-(3) 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成24年6月1日から平成24年11月30日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>1-(4) 前回委員会に係る審議事項等について</p>	<p>①入札改革後の応札業者数の推移について  …主要な発注業種の応札業者の推移について報告しました。土木工事については10者のラインでほぼ横ばい、建築一式工事(Dランク)と電気工事は右肩上がりです。土木工事(市内Aランク)の登録業者数がH21年度32者からH24年度24者とピーク時の4分の3に減っていますが、入札改革以後の応札業者数は、ほぼ横ばいか右肩上がりで推移しているという状況です。建設コンサルタント(Aランク)だけが減少傾向になっています。</p>
<p>全体的に競争性は確保されていると思います。入札改革が始まってから7年程経過しましたが、10年前と比較すると随分様変わりしています。当時はすべて指名競争入札で平均落札率は95%程度であったと思います。例えば、平成13年度から平成23年度という長いスパンで入札改革を捉え、どのように入札改革の成果が出ているのか、一般の市民からすると入札改革の見え方が大きく違うと思います。代表的な業種(市内土木工事や建設コンサルタント)における応札業者数、平均落札率、一般競争入札導入などの比較をしていただきたい。同じ土俵で比較はできないかもしれませんが、相当顕著に出てくると思います。全国的に入札改革はどのように進んでいますか。</p>	<p>全国的にも生駒市は入札改革が進んでいると思います。平成23年9月のデータですが、一般競争入札の本格導入は56.3%、試行が13.2%、未導入が30.5%となっており、まだ3分の1が指名競争入札です。政令指定都市や都道府県は100%だと思いません。</p>
<p>予定価格の積算方法は変わっていませんか。</p>	<p>従前から歩掛を使用していますので変わっていません。</p>
<p>生駒市と同規模の市町村の現状はどうですか。</p>	<p>一般競争入札導入の金額ですが、武蔵野市:1億5千万円以上、小平市:9千万円以上、国分寺市:5億円以上です。都市部でも指名競争入札は残っています。</p>

質 問	回 答
<p>政権が変わって、今後は公共工事が増えていくと思いますので、入札改革を事前にやっていた良かったと思っています。国土強靱化ということで、公共工事の発注件数の変化があると思いますのでまた報告していただきたい。</p>	
<p>平成19年度からの入札結果のデータを見ますと、応札業者の少ない業種、ランクがあります。建築工事Dランク、プレハブ工事は入札担当課としてどのように考えていますか。</p>	<p>建築工事Dランクは参加業者が少ないのに発注件数の多い業種です。平成23年度に市内本支店から県内本店まで地域要件を広げましたが状況は変わっておらず、思ったようには増えていません。プレハブ工事は登録業者が元々少なく19者しかありませんが、資材を調達できるプレハブメーカーが有利になり、市内業者の応札が少なくなっていると考えています。</p>
<p>各業者とも人員不足であるという意見が多いですね。建設コンサルタントの最低制限価格ですが、65%に設定した場合、契約担当課としては妥当だと思いますか。応札数は開札録で他業者にもわかるので、応札が2者であれば利益が出るような少し高い応札額でも落札できるのではないかという意識が働き入札行動に出ると思うのですが。</p>	<p>②応札業者の少ない入札案件について(業者聞き取り調査)      …平成24年度夏以降に応札業者が減少している建設コンサルタント業者、前回委員会の抽出案件にもありました機械器具設置工事の落札業者に聞き取りを行いました。</p>
<p>生駒市の建設コンサルタントの最低制限価格制度は。</p>	<p>60%が限界だという話はよく聞きます。生駒市で40%程度の金額で落札している業者は、他で利益があるから大丈夫なのではないかという話を聞いています。今後は応札数が増えるかもしれませんが、12月以降発注がありませんし、もう少し様子を見てみないとわかりません。</p>
<p>最低制限価格の設定を上げれば応札数は増えるのですか。建設コンサルタントに関しては、材料費がかかるわけではなく、ほぼ人件費という固定費ですから、最低制限価格を設定するというのはなじまないのかもしれませんが。</p>	<p>応札者のうち応札価格下位8割者を算定対象とし、その応札額の平均に0.9を乗じた額を最低制限比較価格としています。現在、下水道管渠設計業務については、入札参加者が減っており1者の応札額の影響が大きいため、最低制限価格の設定はしておりません。</p>
<p>建設コンサルタントに最低制限価格を設定していない自治体はあるのでしょうか。かつて応札したことのある設計をアレンジするなどしてコストをかけずに設計・積算できる案件もあると思います。そういう案件について最低制限価格を設定した場合、その価格が相当高くなるという可能性があります。</p>	<p>増えると思います。ただ、応札数を増やすために最低制限価格を上げるというのは疑問です。</p>
<p>落札率が低いということですが、成果物に影響は出ていませんか。仕事の質は気になりますので、きちんとチェックをしていただきたいと思います。</p>	<p>建設コンサルタントに限ったデータはありませんが、奈良県下は奈良県に準じているためほとんどの自治体で設定していると思います。下水関連の業務は、特にそういったコストのかからない案件があると思います。入札するかしないかは、同時期に出された他自治体の入札案件を見比べ、選択して応札するということだと思います。</p>
<p>成果物が悪いという話は担当課から聞いていません。成果物の出来が悪ければ、最低制限価格の議論も出てくると思いますが、現在その影響は出ていませんので、その議論をする段階ではないと考えています。ただ、体力のある業者に落札者が固定化するという可能性がありますので、しばらく様子を見ていきたいと思えます。</p>	

質 問	回 答
<p>事後公表の方が落札率が上がるので、業界全体で考えれば良いことかもしれません。事前公表の場合は最低制限価格付近で固まりますが、事後公表の場合は応札額が高くなるのは必然的で、それが公正な競争かもしれません。従業員を安い給料で雇ったり、従業員を解雇したりせずに健全な発展をしてもらわなければなりません。</p> <p>現在は抽出した案件のみを事後公表としていますが、今後はすべての案件について事後公表とするのか、もう少し様子を見るのか、理念からいうと事後公表の方が良いと思いますが、まだデータが少ないと思うので、データを集めるという意味でもしばらく様子を見るのが良いと思います。落札率が平均して3～4%高くなっており、業者側は抵抗はないと思います。</p> <p>最低制限価格85%というのは決まっているのですか。</p> <p>事後公表にすると、その副作用として落札率が上がります。しかし、きちんと積算して入札、その中で一番安い業者が落札するというのが基本だと思いますので、事後公表の方が適切であると思います。</p> <p>事後公表の場合、傾向として応札者が減っていますが、事後公表は積算が面倒だということですか。積算しなくても応札してくる業者は入札参加するのには適さないと考えています。事前公表で価格がわかっているから応札してくるといった業者に発注するというのは本来的には望ましくありません。事後公表にして応札者が減るといことが、積算していない業者の排除につながっていれば良いと考えています。応札者の減少と積算していない業者の入札不参加がイコールなのか、事後公表の案件はなぜ応札者が減るのかという調査が必要だと思います。きちんと積算している健全な業者を育てるといのが事後公表のメリットだと思います。</p> <p>事後公表の案件で、業者からの働きかけはありましたか。業者からの働きかけは、断定しにくいものが問題となります。主要な案件、中心的な案件についても事後公表を試行して様子を見ていただきたい。職員が利益や見返りを求めて情報を漏らすのは論外ですが、職員が身の危険を感じたり脅迫されたりという事態があれば考えなければなりません。</p>	<p>③ 予定価格等の事後公表について(業者聞き取り調査)…平成24年度の予定価格等事後公表案件(6件)の入札結果報告と、予定価格等事後公表について業者へ聞き取りを行いました。</p> <p>ただ、直近の案件では落札率が98%と非常に高くなっております。事後公表の入札は現在まで6件していますが、全体としては落札率が5.7%上昇し、金額比も事前公表よりも450万円程増えています。予定価格等事後公表について、来年度以降の方針についてご審議いただきたい。</p> <p>決まっています。現在の基準になりますと建築工事は90%になります。ただ、現在の基準に合わせる必要はありませんので、生駒市では建築工事85%、土木工事80%で行っています。</p> <p>今回の報告案件ではありませんでしたが、事後公表は入札不調となる可能性が高くなります。</p> <p>規模の大きい会社ではない場合、他に仕事が入っていれば積算をゆっくりしている時間がないという事情は考えられます。</p> <p>今のところ報告はありません。今年は事後公表試行初年度のため、そういうおそれのない(職員と接点が少ない)業種を選んでいます。来年度以降、主要な業種で事後公表をしていくことになれば懸念はあります。ただ、そういった働きかけがあればすべて公表することになっていきますし、その内容を知り得たかそうでないかに関わらず働きかけがあれば指名停止とする条項を盛り込み指名停止要領を改正していますので、直接的な働きかけはないと考えています。</p>

質 問	回 答
<p>事前公表の場合は最低制限価格85%が妥当かもしれませんが、事後公表で落札率が上がってきますと、85%の最低制限価格が適正なのかどうか、最低制限価格の見直しという議論が出てくる可能性があると思います。</p> <p>市長はどのように言っておられますか。業者への聞き取り調査にもあるように、色々な角度からの意見があり、金額が高いか安いかだけで判断するのは一面的であると考えます。金額が低ければ低いほど良いというような単純な考え方は違うと考えていますので、本委員会の意見としてきちんと伝えていただきたい。</p> <p>全体の流れとしては総合評価落札方式への移行が言われていますし、価格面だけではなく技術点を加味して評価するという良い点がありますので、様々な課題や問題点があるからと言って総合評価落札方式をやめると判断は適切ではないと考えています。他自治体では、実際には差があまり出ないような工事でも無理に総合評価落札方式にして逆転現象が起きている事案があります。予定価格の高い工事になりますと、何千万円以上の差が出るようになります。成果物に差は出てくるのでしょうか。</p> <p>逆転現象があった場合、その差を客観的に証明することは非常に難しいと思います。指名競争入札では指名業者で品質を確保し、一般競争入札になってからは誰が入札するかわからない、落札率も下がるということで品質を担保するために総合評価落札方式が提言されました。工事成績、施工計画等で品質確保を担保しますが、成果物としては実際には差が出にくい、価格以外の評価点をどのように設定・配分するのは業種によって違いがあるという問題は当然生じると思いますが、むしろ、良い工事をして工事成績が上がると落札しやすくなるというインセンティブを業者に与えるということでは、総合評価落札方式は意味があると思います。業者による違いが出にくく、形式的な地域要件や技術者資格でしか差がつかないという問題はありますが、業者を技術点等で評価し、その経験を積み重ねるという点においても必要であると思います。</p>	<p>正式な報告はしていません。本委員会のご意見としてはひきつづき様子を見るということで、市長、副市長に報告させていただき、その上で来年度の方針を決定させていただきます。</p> <p>④総合評価落札方式の現状及び今後の方向性について…生駒市では平成19年度から24年度までに12件の試行を行っており、平成21年度下期からは簡易型で行うことを原則としています。全者が同額で応札し技術点のみで落札者が決まるという総合評価落札方式の趣旨からはずれているような入札結果もあり、逆転現象(価格に関わらず技術的に高い評価を得た者が落札する)が起きた場合の説明責任、技術提案内容の画一化など議論すべき課題があります。</p> <p>成果物として見れば差はありません。技術点で差が出てくるのは工事成績です。直近の総合評価落札方式の案件で落札している業者は、工事成績が高く、日頃から真摯に現場に取り組み、良い成績をとうろうと努力しているのがよくわかります。全者が同額で応札し、入札制度として機能していないというご意見はあると思いますが、そういう業者が報われるような制度としては良いと思います。</p> <p>逆転現象が起こった場合、予定価格の高い工事であればその差額は大きくなりますが、技術提案書の作成だけでも手間がかかりますし、写真を入れたり読みやすいようにと工夫し努力することは業者にとって勉強になると思います。</p>

質 問	回 答
<p>今後の方向性としても原則は簡易型ですか。特別簡易型に比べて簡易型は落札者決定まで時間がかかるとは思いますか支障はないですか。</p> <p>1-(5) その他</p> <p>合理的な理由があり、説明責任を果たすことが出来れば問題ないと思います。安易な分割や合算は避け、チェック機能を働かせることが必要です。</p> <p>4 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p> <p>5 次回開催日について</p>	<p>確かに期間は長くなりますが、工事成績や表彰はすべて公表していますので、特別簡易型では評価点等すべてわかっています。簡易型はある程度予想はできますが、技術提案の評価は公表していませんので最終的な点数まではわかりません。また、提案した内容は現場で必ず履行してもらうことで質を担保できますし、工事成績にも反映されますので、担当監督職員からも簡易型の方が評価が高いです。成果物としては反映されませんが、技術提案内容の安全管理で言えば、労働災害や住民を巻き込んだような事故等のリスクを下げることに繋がっていると思います。</p> <p>工事等の発注について …同時期に行う工事や施工場所が近接している工事等を発注する場合、分割で発注するのか、合算して発注するのかについて、基準は設けていませんが、期間の短縮や仮設の共用等について検討し、予算査定や実施計画策定の際にも助言等を行っています。</p> <p>生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、松山委員に決定しました。</p> <p>次回の開催は、定例会議として平成25年7月末に開催することに決定しました。</p>